

2025年11月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L I T A L I C O
代 表 者 名 代表取締役社長 長 谷 川 敦 弥

吸收合併にかかる事後開示事項

当社は、2025年9月1日付けでプラスワンソリューションズ株式会社との間で締結した吸收合併契約（以下「本件吸收合併」という。）に基づき、2025年11月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、プラスワンソリューションズ株式会社を吸收合併消滅会社とする吸收合併を行いました。本件吸收合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 本件吸收合併の効力発生日

2025年11月1日

2. 吸收合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求（会社法第784条の2）

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第785条）

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

2025年9月19日付で官報公告を行うとともに、知れている債権者へ個別ご通知を行いましたが、異議を述べた債権者はませんでした。

3. 吸收合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求（会社法第796条の2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第797条）

該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

2025年9月19日付で官報公告を行うとともに、電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はませんでした。

4. 吸收合併存続会社が吸收合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

効力発生日をもって、吸收合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面
別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2025年11月13日

7. その他吸収合併に関する重要な事項その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

2025年9月1日

各 位

会 社 名 プラスワンソリューションズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 長谷川 敦弥

吸收合併にかかる事前開示事項

当社は、2025年11月1日を効力発生日として、当社の完全親会社である株式会社 LITALICO を吸收合併存続会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を決定しました。

そのため、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書類を、下記のとおり開示いたします。

1. 合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の定めの相当性に関する事項

本合併において対価の支払は行われません。完全親子会社間での簡易・略式合併であることから相当であると判断しております。

4. 本合併における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

（1）吸收合併存続会社（株式会社 LITALICO）の計算書類等

吸收合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。

なお、吸收合併存続会社につき、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（2）吸收合併消滅会社（プラスワンソリューションズ株式会社）の計算書類等

最終事業年度にかかる計算書類等につき、別紙 2 のとおりです。

5. 本合併効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

効力発生日以降における債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、効力発生日以後においても、吸收合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、債務の履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上

別紙1

吸收合併契約書

株式会社 LITALICO（以下「甲」という。）と、プラスワンソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲を存続会社とし乙を消滅会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」という。）に関し、以下のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 吸收合併

甲は、本契約の定めるところに従って、乙を合併する。

第2条 当事会社の商号及び住所

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（甲）吸收合併存続会社

商号：株式会社 LITALICO

住所：東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号

（乙）吸收合併消滅会社

商号：プラスワンソリューションズ株式会社

住所：沖縄県浦添市城間一丁目 32 番 7 号ハロービル 4 F

第3条 対価の交付及び資本金に関する事項

- 甲は、本件吸收合併に際し、乙株主へ合併対価を交付しない。
- 本件吸收合併により甲の資本金および準備金の額は、増加しない。

第4条 合併承認決定

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認、その他必要事項の決議等を取得する。

第5条 効力発生日

本契約の効力発生日（本契約中「本効力発生日」という。）は 2025 年 11 月 1 日とする。但し、手続の進行上の必要性、当事者において取得すべき許認可の取得状況その他の事由により必要な場合には、甲乙協議によりこれを変更することができる。

第6条 条件の変更及び解除

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、甲および乙は協議し合意の上、本契約に定める各条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第7条 規定外事項

本契約に定める事項の他、本件吸收合併に関し必要な事項は、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、原本を甲が保有し写しを乙が保有する。

2025 年 9 月 1 日

甲：東京都目黒区上目黒 2-1-1

株式会社 LITALICO

代表取締役 長谷川 敦弥

乙：沖縄県浦添市城間一丁目 32 番 7 号ハロービル 4 F

プラスワンソリューションズ株式会社

代表取締役 長谷川 敦弥

別紙2 プラスワンソリューションズ株式会社 計算書類等

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102	流動負債	100
現金及び預金	44	未払金	34
売掛金	52	預り金	2
その他	5	未払法人税等	12
固定資産	335	賞与引当金	22
有形固定資産	2	その他	29
建物附属設備(純額)	0	固定負債	160
工具、器具及び備品 (純額)	2	関係会社長期借入金	160
無形固定資産	333	負債合計	260
ソフトウェア	333	(純資産の部)	
投資その他の資産	0	株主資本	177
敷金及び保証金	0	資本金	27
		資本剰余金	22
		資本準備金	22
		利益剰余金	127
		その他利益剰余金	127
		繰越利益剰余金	127
		純資産合計	177
資産合計	438	負債純資産合計	438

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	490
売 上 原 価	119
売 上 総 利 益	371
販売費及び一般管理費	305
営 業 利 益	65
営 業 外 収 益	0
営 業 外 費 用	1
経 常 利 益	65
特 別 利 益	-
特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 利 益	65
法人税、住民税及び事業税	21
当 期 純 利 益	43

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本					株主資本合計
	資本準備金	資本	剩余金	利益	剩余金	
		資本準備金	合計	その他利益 剩余金	繰越利益 剩余金	合計
当期首残高	27	22	22	84	84	134
当期変動額						
当期純利益				43	43	43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	43	43	43
当期末残高	27	22	22	127	127	177

	純資産合計
当期首残高	134
当期変動額	
当期純利益	43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	
当期変動額合計	43
当期末残高	177

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 7年

工具、器具及び備品 2～5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 850株

3. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 209,240円97銭

(2) 1株当たりの当期利益 51,167円02銭

4. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上